

松山市消防局懲戒処分等の公表基準

地方公務員法に基づき懲戒処分等を行った場合は、下記の基準により公表する。

1. 目的

職員のコンプライアンスの徹底と情報公開の観点から懲戒処分事案を公表することにより、職員に全体の奉仕者たる公務員としての自覚を喚起し、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

2. 公表する処分

地方公務員法第29条第1項に基づく免職、停職、減給、戒告の懲戒処分

3. 公表の内容

- ① 所属部署（部課等名）
- ② 補職名（一般職員の場合は職名）
- ③ 性別
- ④ 年齢
- ⑤ 処分内容
- ⑥ 事案概要
- ⑦ 処分年月日

4. 氏名の公表

- (1) 免職処分については氏名を公表する。
- (2) 停職処分であっても、警察等で公にされている場合や、社会的な影響が大きい事案の場合は氏名を公表する。
- (3) 減給処分及び戒告処分であっても、警察等で公にされている場合や、故意又は重大な過失による事案のうち社会的な影響が極めて大きい事案の場合には氏名を公表する。

5. 公表の例外

被害者及び関係者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要と判断した事案については、公表事項の一部又は全部を公表しない。

6. その他

- (1) 公表する処分事案に関連する訓告・厳重注意については、3に定める事項の範囲で公表する。
- (2) その他の訓告・厳重注意については、3に定める事項の範囲内で定期的に公表する。

平成12年11月 1日 制定

平成26年 6月 9日 改正